

○大阪市化製場等に関する法律施行細則

昭和59年10月1日

規則第110号

改正 昭和61年6月27日規則第97号
平成2年4月26日規則第72号
平成12年4月1日規則第84号
平成12年9月28日規則第152号
平成13年4月1日規則第83号
平成14年12月27日規則第155号
平成17年3月4日規則第3号
平成20年10月29日規則第167号
平成24年3月30日規則第95号
令和3年1月8日規則第7号

大阪市へい獣処理場等に関する法律施行細則を公布する。

大阪市化製場等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号。以下「法」という。）の施行については、化製場等に関する法律施行令（昭和31年政令第285号）及び化製場等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第30号）に定めるもののほか、この細則の定めるところによる。

(委任)

第2条 法第6条（法第8条及び第9条第5項において準用する場合を含む。）の規定により化製場等の設置者若しくは管理者から報告を求め、又は化製場等に立ち入り、検査を行う事務は、保健所長に委任する。

(専決)

第3条 保健所長は、前条の事務を生活環境担当部長に専決させることができる。

(化製場等の設置の許可申請)

第4条 法第3条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名。第13条第1項第1号において同じ。）

- (2) 化製場又は死亡獣畜取扱場の名称及び所在地
- (3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の区別
- (4) 化製場にあつては、製品の種目並びに取扱原料の種目及び処理方法
- (5) 死亡獣畜取扱場にあつては、死亡獣畜の解体、埋却又は焼却のいずれを行うものであるかの区別
- (6) 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備又は区域の概要

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 法人にあつては、当該法人の登記事項証明書
- (2) 化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備又は区域を明らかにした図面
- (3) 化製場又は死亡獣畜取扱場の周囲500メートル以内の見取図
- (4) 化製場又は死亡獣畜取扱場の敷地及び建物の権利関係を示す書類
- (5) 建築基準法に基づく確認通知書の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、法第3条第1項の規定による許可を与えるときは、申請者に対し化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可書を交付する。

(法第3条第2項の規定による変更の届出)

第5条 法第3条第2項の規定による変更の届出を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届け書を、変更しようとする日の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名。第16条第1項第1号において同じ。）
- (2) 変更後の化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備の概要
- (3) 変更予定年月日

2 前項の届け書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 変更後の化製場又は死亡獣畜取扱場の構造設備を明らかにした図面
- (2) その他市長が必要と認める書類

(化製場等の変更の届出)

第6条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、第4条第1項の申請書の記載事項に変更があつたとき（法第3条第2項に該当する場合を除く。）は、その事実が生じた日から10日以内に所定の様式による届け書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届け書には、変更の事実を明らかにした書類を添付しなければならない。

(化製場等の廃止等の届出)

第7条 化製場又は死亡獣畜取扱場の設置者は、化製場又は死亡獣畜取扱場の経営を休止し、又は廃止したときは、その事実が生じた日から10日以内に所定の様式による届け書を市長に提出しなければならない。

2 化製場又は死亡獣畜取扱場の経営の廃止の届け書には、化製場又は死亡獣畜取扱場の設置の許可書を添付しなければならない。

(法第4条第3号の規定により指定する場所)

第8条 法第4条第3号の規定により指定する場所は、次に掲げる区域又は施設の敷地の周囲300メートル以内の区域とする。ただし、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園の区域（これの用に供するものと決定した土地の区域を含む。）
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育に関する施設、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第1項に規定する社会福祉事業に関する施設その他これらに類する施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）
- (3) 興行場法（昭和23年法律第137号）第1条第1項に規定する興行場、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗その他公衆の出入りする施設の敷地

第9条 削除

(書類の備付等)

第10条 化製場の設置者又は管理者は、原料の仕入先及び仕入量並びに製品の製造高、納入先、納入量及び在庫量等を記載した帳簿書類を備え、保存しなければならない。

2 死亡獣畜取扱場の設置者又は管理者は、死亡獣畜を解体し、埋却し、又は焼却しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を作成し、保存しなければならない。

- (1) 飼養し、又は収容していた者の住所及び氏名（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (2) 死亡獣畜の種類
- (3) 死亡の原因、場所及び日時

(法第8条に規定する施設の準用規定)

第11条 第4条から第8条までの規定（第4条第1項第3号及び第5号の規定を除く。）及び前条第1項の規定は、法第8条に規定する施設について準用する。この場合において、これらの規定中「法第3条」とあるのは「法第8条において準用する法第3条」と、「化製場又は死亡獣畜取扱場」又は「化製場」とあるのは「法第8条に規定する施設」と、「法第4条」とあるのは「法第8条において準用する法第4条」と読み替えるものとする。

（法第9条第1項の規定による区域の指定）

第12条 法第9条第1項の規定により指定する区域は、大阪市全域とする。

（動物の飼養又は収容の許可申請）

第13条 法第9条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 動物の種類及び数
- (4) 施設の構造設備の概要

2 第4条第2項の規定は、前項の申請書の添付書類について準用する。この場合において、第4条第2項第2号から第4号までの規定中「化製場又は死亡獣畜取扱場」とあるのは「施設」と読み替えるものとする。

3 市長は、法第9条第1項の規定による許可を与えるときは、申請者に対し動物の飼養又は収容の許可書を交付する。

（動物の飼養又は収容の変更の届出）

第14条 動物の飼養又は収容の許可を受けた者は、前条第1項の申請書の記載事項に変更があつたときは、その事実が生じた日から10日以内に所定の様式による届け書を市長に提出しなければならない。

2 前項の届け書には、変更の事実を明らかにした書類を添付しなければならない。

（動物の飼養又は収容の廃止等の届出）

第15条 動物の飼養又は収容の許可を受けた者は、動物を飼養し、又は収容することを休止し、又は廃止したときは、その事実が生じた日から10日以内に所定の様式による届け書を市長に提出しなければならない。

2 動物の飼養又は収容の廃止の届け書には、動物の飼養又は収容の許可書を添付しなければならない。

（法第9条第4項による届出）

第16条 法第9条第4項の規定による届出を行おうとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した届け書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の住所及び氏名
- (2) 施設の名称及び所在地
- (3) 動物の種類及び数
- (4) 施設の構造設備の概要

2 第13条第2項の規定は、前項の届け書の添付書類について準用する。

(施行の細目)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、健康局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年6月27日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月26日規則第72号）抄

1 この規則は、平成2年5月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日規則第84号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年9月28日規則第152号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年4月1日規則第83号）抄

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年12月27日規則第155号）

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月4日規則第3号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則（平成20年10月29日規則第167号）

この規則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日規則第95号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月8日規則第7号）

この規則は、令和3年1月12日から施行する。